

上関町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるとともに、町を応援しようとする法人からの寄附金を財源として、上関町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、地域再生計画における上関町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げた事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業実施のために寄附対象法人が行う10万円以上の寄附をいう。
- (4) 寄附物品 寄附対象事業実施のために寄附対象法人が納品する10万円以上の寄附をいう（以下「物納」という）。
- (5) 寄附金品 上記寄附金および寄附物品をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出をするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記様式第1号）を町長へ提出するものとする。

- 2 物納の場合は、寄附申出書に品目・数量・評価額を明記した上で、物品の詳細や評価額算定方法等の資料を添付し、本町が受領可能と認めたものに限る。

（支払の要請）

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金品のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金品の拠出を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

- 2 町長は、寄附の申出又は收受した寄附金品がこの要綱の目的に反する場合は、申出を拒否し、若しくは收受した寄附金品を返還することができる。

（寄附金品の受領証明）

第5条 町長は、寄附金品を收受した場合には、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条の規定により、当該寄附の額（物納の場合にあってはその評価額）及び年月日を証する寄附受領証明書（別記様式第2号）を寄附対象法人に交付するものとする。

(寄附金の管理)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附の記録を寄附金台帳（別記様式第3号）若しくは、電磁的記録媒体により保存するものとする。

(公表)

第7条 町長は、前年度の寄附の状況について、次の事項を公表するものとする。この場合において、次に掲げる寄附の合計金額については、公表することについて当該法人の同意があったものに限る。

- (1) 法人名
- (2) 寄附の件数
- (3) 寄附の合計金額
- (4) その他必要と認める事項

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。

受 領 証

年 月 日

様

上関町長

印

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

- 1 事業の名称 _____
- 2 寄附年月日 _____ 年 月 日
- 3 寄附金額・評価額 _____ 円
- 4 寄附物品 _____

